

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程（令和４年規程第１２号）第５条第１項の規定により、公告します。

令和７年６月１７日

公立大学法人前橋工科大学
理事長 西 蘭 大 実

記

１ 条件付一般競争入札に付する事項

（１）物件名

スタジオ音響映像設備一式

（２）調達物品及び数量

物品購入内訳書による。

（３）納入期限

令和７年９月８日

（４）納入場所

前橋市上佐鳥町４６０番地１

前橋工科大学５号館１階５１３スタジオ及び２階５２１スタジオ

（５）入札及び開札の日時・場所

ア 日時 令和７年７月４日（金）１０時 入札即時開札

イ 場所 前橋工科大学１号館２階会議室２

（６）入札方法

入札書は、直接持参するものとし、電話、ファックス、郵送等による入札は、認めません。

（７）入札保証金

公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第１０条第２号の規定により、免除とします。

（８）契約保証金等

公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第３４条第４号の規定により、免除とします。

（９）最低制限価格

なし

２ 入札参加資格

この条件付一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

（１）令和７年度に前橋市が発注する物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約に

係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有している者のうち、「物品の販売」の区分で、「大分類：電気・通信機器」の認定を受けている者であること。

- (2) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第3条に規定する者でないこと。
- (3) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第4条の規定により、一般競争入札への参加の制限を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、手続開始の申立てをしている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 公立大学法人前橋工科大学物品購入契約等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号に規定する欠格事由に該当しない者であること。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団関係者をこの業務の再委託先としない者であること。
- (8) 応募時点において、事業者（本業務の遂行に必要な全ての関連事業者を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税その他の租税を滞納している者であること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその利益となる活動を行う者であること。
 - ウ 宗教活動又は政治活動を目的としている者であること。

3 物品購入内訳書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間 令和7年6月17日(火)から7月2日(水)まで
- (2) 取得方法 前橋工科大学ホームページからダウンロードしてください。
取得先は、次のとおりとします。

URL : https://www.maebashi-it.ac.jp/post_430.html

4 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、当該落札決定を取り消します。

- ア この競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- イ 申請書に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札に際し不正行為のあった者の入札

エ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

オ その他入札に関する条件に違反した者の入札

(2) 入札時における注意事項

ア 代理人が入札しようとするときは、委任状を提出してください（書式は、前橋工科大学ホームページからダウンロードしてください。）。

イ 落札決定に当たっては、入札書（書式は、前橋工科大学ホームページからダウンロードしてください。）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めません。

エ 入札執行回数は、2回までとします。

(3) 落札者の決定方法

ア 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程第6条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

5 その他

(1) 入札書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出期限後における入札書の差替え又は再提出は、認めません。

(3) 提出された入札書等は、返却しません。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 当該物件については、設置作業が必要となることから、入札書提出前の現地確認を必須とします。事前に下記の連絡先まで日程調整をした上で、令和7年7月2日（水）までに現地確認を完了してください。

連絡先

前橋工科大学事務局総務課財務係

メールアドレス keiyaku@maebashi-it.ac.jp

電話 027-265-7351

※ 現地確認当日は、学務課教務係の担当者が立ち会います。

(参考)

公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程 抜粋

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 会計規則第28条の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(予定価格)

第6条 一般競争入札に付そうとする事項に関する仕様書又は設計書等に基づき、当該契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めるものとする。

(入札保証金の納付の免除)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (2) 第2条の規定による法人における一般競争入札の参加資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の納付の免除)

第34条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (4) 前号に定める場合のほか、一般競争入札又は指名競争入札による契約を締結する場合において、当該契約が確実に履行されると認められるとき。